

第2章 内部質保証

(1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

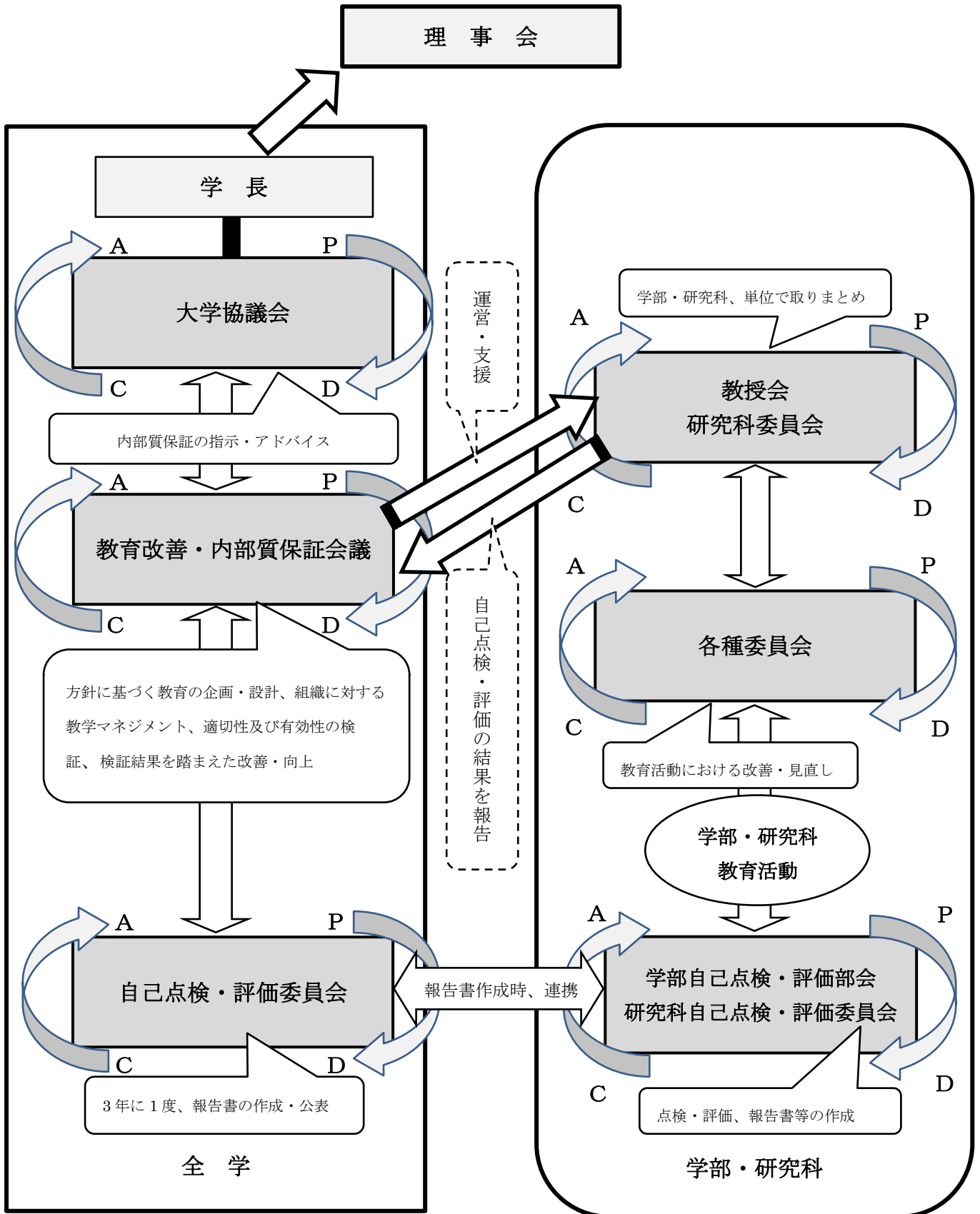
- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

内部質保証のための自己点検・評価及び情報公開については、学則第2条において、「本学は、その教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」と定めている。また、学則第4条において、「本学は、教育研究活動等の状況について、積極的な情報公開に努めるものとする」と定めており、社会に対する説明責任を課している（資料1-1）。大学院学則第3条においては、「本学大学院は、教育研究水準の向上を図るとともに、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について、自ら点検及び評価を行うものとする」と定めている。また、大学院学則第5条において「本学大学院は、教育研究活動等の状況について、積極的な情報公開に努めるものとする」と定めており、社会に対する説明責任を果たしている（資料1-2）。

この学則に基づき、全学的な内部質保証の方針については、「本学の理念及び目的の実現に向けて、高等教育機関として社会的要請に対応するため内部質保証システムを構築し、自らの責任において恒常的及び継続的な教育研究水準の維持・向上に取り組む」とし、内部質保証の方針及び手続を定め、ホームページに明示している（資料2-1【ウェブ】）。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織としては、教育改善・内部質保証会議であり、自己点検・評価の実施計画の策定及び実施に関する事項、自己点検・評価結果に基づく改善案の策定及び各部局への指示に関する事項、学部・研究科単位の教育改善に関する事項、その他本学の内部質保証の推進に関する事項を審議事項としている。各学部・研究科単位で取りまとめた点検・評価事項について、教育改善・内部質保証会議は全学的な観点から運営・支援を行い、内部質保証に係る全学的な体系図（次項）に基づき、PDCA サイクルの運用プロセスとしている。

内部質保証に係る全学的な体系図



点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制については、全学組織として、大学協議会、教育改善・内部質保証会議、自己点検・評価委員会を置き、学部ごとに自己点検・評価部会、研究科に自己点検・評価委員会を置いている（資料2-2、2-3、2-4）。2018年度までは、第2期認証評価における大学評価システムに基づき、大学協議会が各学部・研究科の様々な課題の検討及び調整を行い、自己点検・評価委員会が改善・改革及び教育研究水準の維持向上を図り、委員長である学長が自己点検・評価報告書に基づく改善計画案を作成し、大学協議会に諮ることとしていた。これまで各学部で内部質保証を実施してきたが、2019年度からは、新たに学部の連携強化及び内部質保証の推進を目的として、学部教育改善検討会を設置した。その後、全学的な連携強化及び内部質保証の推進を目的とした教育改善・内部質保証会議を設け、全学内部質保証推進組織として体制を整えている。全学的な組織のメンバー構成及び役割については、下記のとおりである。

・大学協議会

メンバー構成は、学長、副学長、学部長、学科長、通信教育課程長、研究科長、専攻長、事務局長、図書館長、教学部長・次長、通信教育事務部長・次長、総務部長・次長、教務委員長、学生委員長、入試委員長、教務・学生・厚生課長、通信教育事務課長、総務課長と規定している。大学協議会は、大学に関わる重要な事項の最終決定機関とし、学長を議長として、学則その他重要な規則の制定及び改廃、学生の定員に関する事項、実習に関する重要事項、学生の厚生補導及びその身分に関する事項、理事長及び学長の諮問した事項及び教育改善・内部質保証会議に関する事項を審議・報告事項としている。また、教育改善・内部質保証会議の策定した計画と実施について、内部質保証の指示・アドバイスを行う。

・教育改善・内部質保証会議

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織であり、メンバー構成は、学長、副学長、学部長、学科長、研究科長、専攻長、図書館長、教学部長、教務・学生・厚生課長、通信教育事務課長、総務課長と規定している。教育改善・内部質保証会議は、自己点検・評価の実施計画の策定及び実施に関する事項、自己点検・評価結果に基づく改善案の策定及び各部局への指示に関する事項、学部・研究科単位の教育改善に関する事項、その他本学の内部質保証の推進に関する事項について審議を行う。すなわち、教育改善・内部質保証会議は各学部・研究科の点検・評価結果の報告を受け、全学的な観点から運営・支援及びフィードバックを行い、また、教育改善・内部質保証会議が決定した事項については、各学部・研究科に指示を行う。なお、学生の受け入れや社会貢献等の教育活動以外に関する点検・評価についても

各種委員会で審議されており、各学部・研究科を経て、教育改善・内部質保証会議に報告している。以上のとおり、全学的な内部質保証の方針・手続きに基づく教学マネジメントに関わる目標・計画等の設定 (P)、組織に対するマネジメント (D)、教学マネジメントの適切性及び有効性の検証 (C)、検証結果を踏まえた改善・向上のための行動計画 (A) を行う。

・自己点検・評価委員会

メンバー構成は、学長を委員長とし、副学長、学部長、研究科長、通信教育課程長、教学部長、図書館長、事務局長ならびに学長が必要と認めた教職員から構成している。また、自己点検・評価委員会の下に、看護学部自己点検・評価部会、教育学部自己点検・評価部会、研究科自己点検・評価委員会を置いている。委員長は、自己点検・評価委員会規程に基づき、3年に1度、自己点検・評価報告書ならびに自己点検・評価報告書に基づく改善計画案を作成し、教育改善・内部質保証会議及び大学協議会に諮る。理事長は委員長から報告を受けた自己点検・評価報告書を理事会に諮り、社会に公表する。

点検・評価項目③：方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み

評価の視点3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

2018年度までは各学部で内部質保証を実施してきたが、2019年度から両学部の連携強化及び共通認識の重要性を鑑みて、第一段階として内部質保証の推進を目的として学部教育改善検討会を設置した（根拠資料2-5）。学部教育改善検討会の構成メンバーは、副学長、学部長、学科長、研究科長、専攻長、教学部長、教務学生課長、総務課長であり、2019年5月より毎月1回開催してきた。実施してきた取り組みの一例は以下のとおりである（根拠資料2-6）。

・教育研究組織においては、姫路大学附属健康・教育実践研究センターの設立準備として、設立の趣旨や地域のニーズを明確にするためのアンケートの依頼を行い、研究センターの設立の一助となった。

・学生支援においては、障害のある学生への対応として、教務学生課に人員を増加するよう法人本部に促すことで職員を採用し、支援を行った。その後も当該学生の経過を見守っている。

・学生の受け入れについては、学生募集戦略の一環として、公募制による大学ロゴマーク

及び公式マスコットキャラクターの作成を提案し決定した。

この学部教育改善検討会によって、両学部の連携強化及び共通認識が図られ、全学内部質保証推進組織である教育改善・内部質保証会議の第一段階として有効に機能してきた。その後、第二段階として同検討会を改編し、教育学部通信教育課程及び看護学研究科を含めた全学的な教育改善・内部質保証会議を設置している。教育改善・内部質保証会議では、内部質保証のための全学的な方針及び手続を定めた（資料 2-7）。

3つのポリシーに関する点検・評価については、各学部委員会、教授会及び研究科委員会を経て、教育改善・内部質保証会議で内容を設定し、大学協議会にて審議される。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）については、前回の認証評価では、教育内容・方法に関する基本的な考え方が示されていないとの指摘があったため、両学部ともに 2019 年度に、各学部委員会にてカリキュラムを見直し、教授会、教育改善・内部質保証会議、大学協議会を経てカリキュラム・ポリシーを変更している（資料 2-8、2-9）。なお、看護学部については、2022 年度入学生から看護師学校養成所指定規則の改正に併せて現行カリキュラムの見直しを行っている。なお、3つのポリシーについては、大学の理念・目的を踏まえて策定されており、本学ホームページにて公開している（資料 2-10【ウェブ】）。

2013 年度、本学として初めて第 2 期認証評価を受審した結果、大学評価基準に適合しているとの評価を受けた。その際に付された努力課題については、2017 年 7 月に改善報告書を提出し、2018 年 5 月に通知された「改善報告書の検討結果について」では、引き続き検討を重ねるよう求められた。同時に、「今後の改善経過について再度報告を求める事項なし」との回答を得た（資料 2-11、2-12）。

文部科学省の設置計画履行状況等調査については、2019 年度に看護学研究科の課程変更により博士後期課程を設置したことに伴い、報告書の提出を行っている。課程変更認可の際は、附帯事項がなかった（資料 2-13）。

また、点検・評価における客観性、妥当性を確保するために、理事会において点検・評価の状況を報告し、外部の有識者から意見を伺う機会を設けている。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

大学ホームページに「情報公開」の項目を設け、大学に関する情報を積極的に公開している（資料 2-14【ウェブ】）。このなかに、学校教育法施行規則 172 条の 2 に定める規則

により公表している教育情報やそれ以外の項目として、教育方針、教員組織、学生数・教員数、入試結果、シラバス、学修便覧、事業報告書、財務情報、認証評価結果、設置計画履行状況報告書などを公開し、本学の公共性を高め社会に対して説明責任を果たしている。

本学が公表する教育情報については、複数の部署で確認し、学長決裁承認後に公表しており、情報の正確性、信頼性に努めている。公表する情報の更新については、原則 5 月 1 日を基準日として当該年度の情報をホームページにて公表することで適切に実施している。なお、新しく公表すべき事項が年度の途中で発生した場合には、随時更新をして積極的な情報公開を実施している。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性 評価の視点 2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

第 2 期認証評価の大学評価システムに基づき、2018 年度までは姫路大学自己点検・評価委員会規程に則り、3 年に 1 度の自己点検・評価を実施してきた。2019 年度より、第 3 期認証評価の大学評価システムへの対応について検討を重ね、第一段階として学部教育改善検討会により両学部の連携強化及び共通認識が図られた。その後、第二段階として全学的な教育改善・内部質保証会議を設置し、2020 年 3 月より、内部質保証のための全学的な方針及び手続に基づき、全学的な観点から点検・評価が有効に行われるよう、内部質保証システムを確立させている（資料 2-15【ウェブ】）。教育改善・内部質保証会議は、2020 年 2 月から 3 月末までに 3 回開催し、全学的な内部質保証システムの適切性について、今後も引き続き定期的に点検・評価を行っていく。具体的には、2020 年 9 月までに教育改善・内部質保証会議の開催時期、構成メンバー、内部質保証に関する規程等の見直しを行い、全学的な PDCA サイクルの適切性、有効性について検証を行う。

各学部・研究科では、各種委員会、教授会及び研究科委員会、自己点検・評価部会及び自己点検評価委員会で PDCA サイクルを行っており、教育改善・内部質保証会議、自己点検・評価委員会が連携・運営支援を行いつつ、牽制するシステムとなっている。

看護学部では、教務委員会、学生委員会、入試委員会、研究倫理委員会、紀要編集委員会、キャリア・就職支援委員会、臨地実習委員会、FD 部会、地域貢献活動委員会、国際連携推進委員会、看護教育課程検討委員会、自己点検・評価部会、国家試験対策を実施し、それぞれ PDCA サイクルにより活動してきた（資料 2-16～2-26）。看護学部の具体例としては、看護教育課程検討委員会は、進行しているカリキュラムの評価等を実施し、学生の現状を踏まえた問題と課題の整理を行っている。さらにカリキュラム改正に向けた検討をしている。

看護教育課程に係る委員会の年間計画を立てる。学生の到達レベル及び年間計画の進行の程度を把握し、現状の問題・課題を明確にする。委員からの報告を受けて、評価する。各委員が全体のカリキュラムを視野に入れて、教育課程の改善に向けて調整する。FD 部会では教員からの意見を聴取し、今年度は新人教員に向けた適切な実習評価の実施のための研修を計画した。各領域から FD のためのテーマを聴取し、適切な講師を探し、「看護学実習におけるルーブリックとパフォーマンス評価(資料 2-27)」についての講演を実施した。学生と教員が共同で評価する手段として、講演内容は好評で、継続して行うことが決まる。FD は継続して実施されることにより、教員に必要な資質が身に付く。これらにより、内部質保証の向上を図っている。それらの活動は、毎年度活動報告書によってまとめられて、教授会等で看護学部教員に配布され点検・評価を行っている(資料 2-28)。

教育学部(通学課程)では、教務委員会、学生委員会、入試委員会、学外実習委員会、紀要編集委員会、教育課程検討委員会、キャリア委員会、研究倫理委員会、自己点検・評価部会、FD 部会といった委員会組織に加え、地域貢献活動、ゼミ運営、教員免許状更新講習、高大連携、教職課程検討、学部予算、保幼小養採用試験対策、通信教育学生指導に関する対策等を実施し、それぞれ PDCA サイクルにより活動してきた(資料 2-29~2-36)。教育学部の具体例としては、FD 部会で教員の資質向上のための改善策の検討を行った結果、2018 年度まで実施されてきた年 3 回の学術教育研究会(資料 2-37)に加え、2019 年度は研修会を開催した。実際に基礎ゼミの運営に関する研修会を実施し、基礎ゼミ I 及び II の運営に課する情報交換を行った。その結果、研修参加教員からのフィードバックを部会としてまとめるとともに、研修成果を次年度の基礎ゼミ運営に生かすこととした。以上のように、教育学部の内部質保証の向上を図っている。教育学部では、それらの活動記録は毎年大学サーバー内の共用フォルダに提出されるとともに教授会等で学部教員に報告され点検・評価を行っている。

教育学部(通信教育課程)では、代議員会、通信教育課程運営委員会において、担当科目やカリキュラム編成を中心に通信教育課程における様々な事項を検討し、PDCA 手法を用いて行っている。教育学部の通学課程と通信教育課程の教員が兼務しているため、代議員会、通信教育課程運営委員会において点検・評価した結果については、通学課程と通信教育課程で共有がなされている(資料 2-38、2-39)。

看護学研究科では、研究倫理委員会、FD 委員会、論究委員会、自己点検・評価委員会といった委員会組織があり自己点検・評価を実施し、PDCA サイクルを展開させながら活動している(資料 2-40~2-42)。大学協議会で機関決定された計画に基づき、研究科委員会を経て各委員会が教育の企画・設計を行い、計画的に実施している。実施後は目的に照らし合わせながら、実施の適切性及び有効性を評価し、今後に向けた課題を検討している。これらの過程を通し、教育研究活動における改善・見直しを行い、各委員会から研究科委員会に報告し、看護学研究科で取りまとめ、教育改善・内部質保証会議に報告し、内部質保証の向上を図っている。なお、これらの活動は、毎年度「活動報告書」によってまとめ、研究科委

員会で研究科教員に配布し、自己点検・評価を行っている（資料 2-43）。

内部質保証システムの点検・評価の適切かつ有効であるかは、在学生を対象とした授業評価アンケート（資料 2-44）、卒業生を対象とした卒業アンケート（資料 2-45）の実施によって評価を行っている。授業アンケート結果は、担当教員にフィードバックしている。学生アンケートについては、学生生活の満足度、要望などを把握し、機会を設けて学生に結果を回答するように努めている。また、本学では毎年度 10 月に在学生の保護者を対象として「保護者懇談会」を開催している。保護者懇談会では、本学の教育方針、学生の学修及び生活状況、就職情報、その他正課外活動などを幅広く実施しており、全体説明会の後、希望者には個別面談の機会を作り、複数担任制によりきめ細かく相談をしている。このようにして本学における自己改革・改善の契機となる機会を設けている。

（2）長所・特色

- ・本学の内部質保証システムの第一段階とした学部教育改善検討会により、両学部の連携強化及び共通認識が図られ、第二段階とした全学的な教育改善・内部質保証会議の設置によって、教学マネジメントの向上が図られている。
- ・全学的な内部質保証の方針を定め、学内組織の権限と役割を明確にし、ホームページに明示している。また、内部質保証に係る全学的な体制として、PDCA サイクルによる運用について図示することで、内部質保証の実現に努めている。
- ・全学的な PDCA サイクルだけでなく、各学部・研究科単位においても PDCA サイクルを展開させ、主体的かつ積極的に点検・評価を行っている。
- ・2019 年 4 月に看護学研究科博士後期課程の認可により、文部科学省の設置計画履行状況等調査については附帯事項がなく、適切に対応できている。

（3）問題点

- ・第 3 期認証評価に基づく内部質保証システムについては、2019 年 3 月に確立したため、2020 年度から全学的な PDCA サイクルを実施していく。
- ・本学は 2 学部 1 研究科の規模の大学であるため、各学部・研究科において、教授会及び研究科委員会を中心に定期的に意見交換を行い、日常的に PDCA サイクルの展開が図られている。全学的な内部質保証の体制を整備した結果、今後は複数の同一教員が会議及び役職ごとに立場を代えて出席する場合が生じるため、効果的な運営方法を検討する必要がある。

（4）全体のまとめ

学部の連携強化及び内部質保証の推進を目的として、学部教育改善検討会を設置し、姫路大学附属健康・教育実践研究センターの設立準備、障害のある学生への対応人員の採用、大学ロゴマーク及び公式マスコットキャラクターの作成等、本学の第一段階の内部質

保証システムは有効に機能してきた。その後、内部質保証の方針とそれに基づく教育活動に整合性を持たせ、かつ共通意識を持って実効性のある取り組みを実施していくために、全学的な教育改善・内部質保証会議を設け、内部質保証のための全学的な方針及び手続の策定により、全学的な観点から点検・評価が有効に行われるよう、内部質保証システムを確立させている。今後、教育改善・内部質保証会議が円滑に機能しているか、さらに点検・評価を行い、PDCA サイクルの検証及びその結果を次年度以降の施策に活かし、教育研究活動の質の向上に努めていく。